

Ⅱ リフォームに関する支援等のご案内

1 住宅修築資金融資あっせん〔区〕

自己資金だけでは住宅の修繕が困難な方に対し、区内の金融機関（信用金庫・農協）にあっせんを行います。

融資の審査および貸付は金融機関が行います。融資の条件や審査、手続方法等については、事前に金融機関（信用金庫・農協）にご相談されることをお勧めします。

★ 申込資格

練馬区内に1年以上居住、20歳以上で償還完了時70歳未満、世帯総所得1,200万円以下、住民税・軽自動車税の滞納がないこと、連帯保証人が得られること。

★ 対象となる住宅

- 練馬区内にある住宅で、居住部分の床面積が175㎡以下であること。
- 事務所・店舗等併用住宅の場合は、居住部分の床面積が全体の2分の1以上であること。
- 住宅が申込者本人の所有でない場合は、その工事について所有者の承諾（共有の場合は、本人以外の共有者の承諾）が得られること。

★ 対象となる工事

外壁・屋根等の修繕、台所・浴室・トイレ等の改良、内部の改装、耐震改修工事等

- ※ 増築を伴う工事の場合は、条件がありますので、詳細はお問い合わせください。
- ※ このほか、危険なブロック塀等を改良する場合や耐震補強工事・アスベスト対策工事と合わせて行う模様替え等のリフォーム工事も対象となりますので、ご相談ください。

★ 金 額 … 工事見積り金額内で10万円から500万円まで（1万円単位）

★ 償 還 … 償還は元金均等月賦払い。期間は最長7年間（84ヶ月）

★ 利 率 （令和6年4月1日現在）

種 類	修 築 部 分	前年の世帯の総所得	本人負担	利子補給
住宅の 修 築	高齢者・心身障害者が同居し、その者が常時使用する部分	3,540,000円以下	なし	2.0%
		3,540,001円～8,352,000円	0.6%	1.4%
		8,352,001円～12,000,000円	2.0%	なし
	上 欄 以 外	8,352,000円以下	1.3%	0.7%
		8,352,001円～12,000,000円	2.0%	なし
危険なブロック塀等の改良・アスベスト対策工事		所得制限なし	1.0%	1.0%

※ 表中の「高齢者・心身障害者」とは、65歳以上の方または、練馬区心身障害者福祉手当条例第2条第1項の要件に該当する方です。

お問合せ：練馬区 建築・開発担当部 住宅課 管理係

5 9 8 4 - 1 2 8 9

ホームページ：

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/jutakufukushi/jyutaku_yuusi/index.html

2 住宅改修支援事業〔区〕

住宅改修事業者の情報提供を行っています。

★ 対象工事

住宅部分のバリアフリー化、部分的な改築、修繕、模様替えおよび居住性向上のための改修の工事等

★ 情報提供事業

区に登録のある住宅改修事業者を一覧にして情報提供を行います（住所別または団体別）。

※ 登録事業者一覧は、区のホームページをご覧ください。

お問合せ：練馬区 建築・開発担当部 住宅課 管理係

5 9 8 4 - 1 2 8 9

ホームページ：

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/jutakufukushi/kaishu/index.html>



3 介護保険の適用による住宅改修〔区〕

介護保険で、要支援・要介護認定を受けた方を対象に、手すりの取付けや段差の解消などの改修費用を支給します。工事着工前に申請が必要です。

ただし、新築または増改築の場合は、住宅改修費の支給対象外です。

また、住宅の所有者が申請者と異なる場合は、「住宅所有者の承諾書」が必要になります。

★ 対象

- 要介護認定または要支援認定を受けた方
- 住宅改修の着工日の時点で、介護認定の有効期間内であること。

★ 対象となる改修内容および限度額

住宅改修の種類	内 容	限 度 額
手すりの取付け	廊下・便所・浴室・玄関等への、転倒防止・移動または移乗動作を容易にするための設置	20 万円
段 差 の 解 消	スロープの設置、浴室の床のかさ上げ等（浴槽の取替を含む。）※高齢者自立支援住宅改修（設備給付）と併用できます。	
床材の変更	滑りにくい床材等への変更	
扉の変更	開き戸から引き戸への変更、開きの向きの変更等	
便器の洋式化	和式便器から洋式便器への取替え ※高齢者自立支援住宅改修（設備給付）と併用できます。	

★ 費用

- 20 万円の範囲内であれば、「介護保険 負担割合証」に記載される、1 割から 3 割の自己負担となります。

（例）自己負担割合が 1 割の方が 30 万円の住宅改修をした場合、自己負担は 12 万円（20 万円の自己負担分 2 万円と 20 万円を超えた分の全額 10 万円）です。

お問合せ：お住まいの地域を担当する地域包括支援センター（20 ページ参照）
ホームページ：

・ 事業内容

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/dl/kaigohoken/service/juutakukaisyuuhi.files/202421annai.docx>

・ 地域包括支援センター

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/sodan/koureisyasoudan.html>

地域包括支援センター一覧

基本地区	センター名		所在地	電話番号	担当地域
練馬	1	第2育秀苑	羽沢2-8-16 (特別養護老人ホーム内)	5912-0523	旭丘、小竹町、羽沢、栄町
	2	桜台	桜台1-22-9 (桜台地域集会所内)	5946-2311	桜台
	3	豊玉	豊玉南3-9-13 2階 (デイサービスセンター内)	3993-1450	豊玉中、豊玉南
	4	練馬	練馬2-24-3 (デイサービスセンター内)	5984-1706	練馬
	5	練馬区役所	豊玉北6-12-1 (練馬区役所東庁舎5階)	5946-2544	豊玉上、豊玉北
	6	中村橋	貫井1-36-18 (サンライフ練馬3階)	3577-8815	貫井、向山
	7	中村かしわ	中村2-25-3	5848-6177	中村、中村南、中村北
光が丘	8	北町	北町2-26-1 (北町地区区民館内)	3937-5577	錦、北町1～5・8、平和台
	9	北町はるのひ	北町6-35-7 (北保健相談所内)	5399-5347	氷川台、早宮、北町6・7
	10	田柄	田柄4-12-10 (特別養護老人ホーム内)	3825-2590	田柄1～4、光が丘1
	11	練馬高松園	高松2-9-3 (特別養護老人ホーム内)	3926-7871	春日町、高松1～3
	12	光が丘	光が丘2-9-6 (光が丘区民センター2階)	5968-4035	光が丘2・4～6、旭町、高松5-13～24番
	13	光が丘南	光が丘3-3-1-103号	6904-0312	高松4・5-1～12番、田柄5、光が丘3・7
	14	第3育秀苑	土支田1-31-5 (特別養護老人ホーム内)	6904-0192	土支田、高松6
石神井	15	練馬ゆめの木	大泉町2-17-1 (病院内)	3923-0269	谷原、高野台3～5、三原台、石神井町2
	16	高野台	高野台1-7-29 (練馬高野台駅前地域集会所内)	5372-6300	富士見台、高野台1・2、南田中1～3
	17	石神井	石神井町3-30-26 (石神井庁舎4階)	5923-1250	石神井町1・3～8、石神井台1・3
	18	フローラ石神井公園	下石神井3-6-13 (特別養護老人ホーム内)	3996-0330	下石神井、南田中4・5
	19	第二光陽苑	関町北5-7-22 (特別養護老人ホーム内)	5991-9919	石神井台2・5～8、関町東2、関町北4・5
	20	関町	関町南4-9-28 (特別養護老人ホーム内)	3928-5222	関町北1～3、関町南2～4、立野町
	21	上石神井	上石神井1-6-16 (上石神井南地域集会所内)	3928-8621	上石神井、関町東1、関町南1、上石神井南町、石神井台4
大泉	22	やすらぎミラージュ	大泉町4-24-7 (特別養護老人ホーム内)	5905-1190	大泉町1～4
	23	大泉北	大泉学園町4-21-1 (大泉北地域集会所内)	3924-2006	大泉学園町4～9
	24	大泉学園 ※	大泉学園町2-20-21 (デイサービスセンター内)	5933-0156	大泉学園町1～3、大泉町5・6、東大泉3-52～55番、3-58～66番
	25	南大泉	南大泉5-26-19 (南大泉地域集会所内)	3923-5556	西大泉、西大泉町、南大泉5・6
	26	大泉	東大泉1-29-1 (大泉学園ゆめりあ1 9階)	5387-2751	東大泉1・2、東大泉3-1～51番、3-56～57番、東大泉4～6
	27	やすらぎシティ	東大泉7-27-49 (特別養護老人ホーム内)	5935-8321	東大泉7、南大泉1～4

※令和6年9月に東大泉地区区民館(東大泉3-53-1)の建物内へ移転予定。

移転日等の詳細は区ホームページをご覧ください。

4 高齢者自立支援住宅改修〔区〕

転倒防止・動作の容易性の確保・行動範囲の拡大の確保・介護の軽減などを目的とした住宅改修を給付します。

住宅改修を行う施工業者は、練馬区協定業者の中から選んでください。

協定業者の一覧は、地域包括支援センターもしくは介護保険課 給付係にてご確認ください。

予防給付・設備給付ともに、**工事着工前に申請が必要です。**

なお、住宅の所有者が申請者と異なる場合は、「住宅所有者の承諾書」が必要になります。

ただし、新築または増改築は、住宅改修費の支給の対象外です。

(1) 予防給付

★ 対象

- 練馬区内に住所のある 65 歳以上の方
- 介護保険の要介護・要支援認定審査の結果が「非該当」と判定された方のうち、基本チェックリストにおいて一定基準に該当する方

★ 改修の内容および限度額

住宅改修の種類	内 容	限 度 額
手すりの取付け	廊下・便所・浴室・玄関等への、転倒防止・移動または移乗動作を容易にするための設置	20 万円
段 差 の 解 消	スロープの設置、浴室の床のかさ上げ等（浴槽の取替を含む。）※高齢者自立支援住宅改修（設備給付）と併用できます。	
床材の変更	滑りにくい床材等への変更	
扉の変更	開き戸から引き戸への変更、開きの向きの変更等	
便器の洋式化	和式便器から洋式便器への取替え ※高齢者自立支援住宅改修（設備給付）と併用できます。	

★ 費用の負担

20 万円の範囲内であれば、自己負担は工事費用の 1 割です。また、20 万円を超えた工事費は、全額自己負担です。

(2) 設備給付

★ 対象

- 練馬区内に住所のある 65 歳以上の方
- 介護保険の要介護・要支援認定を受けた方のうち、身体機能の低下や障害のため、既存の設備の仕様が困難で下記の住宅設備改修が必要と認められる方

★改修の内容および限度額

改 修 の 内 容	限 度 額
浴槽の取替え（浅型浴槽等への取替え）および付帯して必要な給湯設備等の工事※1	250,000 円
流し・洗面台の取替えおよび付帯して必要な給湯設備等の工事 ※車いす利用等で立位困難な方のみ対象	156,000 円
洋式便器等への便器の取替え、既存の便器の向きや高さの変更および付帯して必要な工事※2	106,000 円
玄関スペース拡張工事（下駄箱等の撤去）および付帯して必要な工事 ※車椅子利用者のみ	100,000 円
階段昇降機などおよび付帯して必要な工事 ※介護保険施設退所者、病院等退院者が対象	1,000,000 円

※1 介護保険住宅改修「浴槽の取替え」と併用できます。

※2 介護保険住宅改修「便器の洋式化」と併用できます。

★ 費用の負担

改修にかかる費用の1割が自己負担です。また、限度額を超えた工事費は全額自己負担です。

お問合せ：お住まいの地域を担当する地域包括支援センター

(20 ページ参照)

ホームページ：

・ 予防給付

https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/koreisha/jutaku/yobo_kaishu.html

・ 設備給付

https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/koreisha/jutaku/setsubi_kaishu.html

・ 地域包括支援センター

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/sodan/koureisyasoudan.html>

5 障害者等住宅設備改善費給付（区）

障害者等を含む世帯に対して、住宅設備改善費を給付します。

★ 申込資格

- 練馬区内に居住していること。
- 身体障害者手帳の交付を受けている方または難病患者等で、下表の対象者のいずれかに該当すること。

《給付種目等》

種 目	対 象 者	限 度 額 (消費税相当分を含む。)
小規模改修	1 学齢児以上 65 歳未満で、つぎのいずれかに該当する方（ただし、住宅改修を伴う洗浄機能付便座への取替えについては上肢障害 2 級以上の方） (1) 下肢または体幹に係る障害の程度が 3 級以上の方 (2) 補装具として車椅子の交付を受けた内部障害の方 2 難病患者等で、下肢または体幹機能に障害のある方	200,000 円
中規模改修	学齢児以上 65 歳未満で、つぎのいずれかに該当する方 (1) 下肢または体幹に係る障害の程度が 2 級以上の方 (2) 補装具として車椅子の交付を受けた内部障害の方	641,000 円
屋内移動設備	学齢児以上で、つぎのいずれかに該当する方のうち、区長が必要と認めた方 (1) 上肢・下肢・体幹のいずれかに係る障害の程度が 1 級で歩行ができない方 (2) 補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者で歩行ができない方	機器本体および 付属機器 1,469,000 円 設置費 530,000 円
昇降機	同 上	876,000 円

（注）小規模改修は、手すりの取付け、床段差の解消、滑り防止および移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替えおよびこれらの住宅改修に付帯して必要となる改修が対象です。

また、小規模改修および中規模改修について、65 歳以上の方は対象外です。介護保険による住宅改修または高齢者自立支援住宅改修の給付（区）をご利用ください。なお、40 歳から 64 歳までの介護保険法に定める特定疾病に該当の方も介護保険による住宅改修をご利用ください。その際、不足分は本事業の対象となることがありますので、障害者支援係までご相談ください。

★ 費用の負担

原則として、サービスの1割の自己負担があります（また、限度額を超えた金額も利用者の負担となります。）

なお、所得の状況により制度利用対象外になる場合があります。

※ 申請される方は必ず工事前に下記までご相談ください。申請のあった改善工事については、区が業者に委託して実施し、自己負担額は利用者の方が、給付額は区が直接業者に支払います。

お問い合わせ：練馬区 福祉部

〒176 の地域の方	練馬総合福祉事務所	障害者支援係	5984-4609
〒177 の地域の方	石神井総合福祉事務所	障害者支援係	5393-2816
〒178 の地域の方	大泉総合福祉事務所	障害者支援係	5905-5272
〒179 の地域の方	光が丘総合福祉事務所	障害者支援係	5997-7796

ホームページ：

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/shogai/nichi-jo/seikatsus-hien/jutakusetsubikaizen.html>

6 生活福祉資金〔練馬区社会福祉協議会〕

他の公的貸付制度からの資金借入れが困難な所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に、必要な資金を貸し付けるものです（原則、連帯保証人が必要です。）貸付条件・基準があります。お問い合わせください。

★ 貸付の種類（住宅関連）

- 福祉資金 … 住居の移転に必要な経費および賃貸契約の更新に伴う経費
- … 住宅の増築、改修、補修、保全に必要な経費

お問い合わせ：練馬区社会福祉協議会 生活福祉係

3991-5560

ホームページ：<https://www.neri-shakyo.com/>



7 東京都母子及び父子福祉資金〔区〕

ひとり親家庭の母親または父親と、その扶養する子（20歳未満）の経済的自立を助けるために、必要な資金をお貸ししています。都内に6か月以上居住し、現に練馬区内に住所を有していることが必要です。

★ 貸付の種類（住宅関連）

- 転宅資金 …… 転宅に必要な敷金、前家賃、運送代にあてるための資金
(区外に転宅する場合は転宅予定地でご相談ください。)
- 住宅資金 …… 自己所有の住宅の建設、購入および現に居住する住宅の増改築、補修または保全に必要な資金

お問合せ：練馬区 福祉部

〒176 の地域の方 練馬総合福祉事務所相談係 5 9 8 4 - 4 7 4 2

〒177 の地域の方 石神井総合福祉事務所相談係 5 3 9 3 - 2 8 0 2

〒178 の地域の方 大泉総合福祉事務所相談係 5 9 0 5 - 5 2 6 3

〒179 の地域の方 光が丘総合福祉事務所相談係 5 9 9 7 - 7 7 1 4

ホームページ：

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/jinken/komatta/boshi.html>

8 練馬区女性福祉資金〔区〕

配偶者のいない女性で、親、子、兄弟姉妹等を扶養している方、または25歳以上の扶養者のない方で、前年の所得が一定基準以下の方に必要な資金をお貸ししています。

都内に6か月以上居住し、現に練馬区内に住所を有していることが必要です。

★ 貸付の種類（住宅関連）

- 転宅資金 …… 転宅に必要な敷金、前家賃、運送代にあてるための資金
- 住宅資金 …… 自己所有の住宅の建設、購入および現に居住する住宅の増改築、補修または保全に必要な資金

※東京都母子及び父子福祉資金の対象となる母子世帯の方は、練馬区女性福祉資金の対象になりません。

お問合せ：練馬区 福祉部

〒176 の地域の方 練馬総合福祉事務所相談係 5 9 8 4 - 4 7 4 2

〒177 の地域の方 石神井総合福祉事務所相談係 5 3 9 3 - 2 8 0 2

〒178 の地域の方 大泉総合福祉事務所相談係 5 9 0 5 - 5 2 6 3

〒179 の地域の方 光が丘総合福祉事務所相談係 5 9 9 7 - 7 7 1 4

ホームページ：

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/jinken/hitorioya/kashitsuke_josei.html

9 家屋の工事（修繕・増改築）の業者紹介〔区〕

住まいに関する修繕・工事等を希望する方に、区内の中小建設業者で組織する「練馬区住宅サービス協議会」が相談・見積もり・施工をする業者を紹介しています。

屋根の傷みの修繕や雨どいの取り替え、外壁の塗装、室内の装飾、台所・浴室のリフォームなど小さな修繕から増改築まで、規模に関わらず受け付けています。

見積もりを作成するまでは、原則無料で行います。

ただし、区は施工に関するクレームや契約上のトラブルについての責任は負いませんので、紹介された業者と納得のいくまで相談したうえで発注してください。

※ご紹介できる業者は、1社のみとなります。

お申込み:練馬区 産業経済部 経済課 中小企業振興係 5984-1483

ホームページ:

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/sumai/takuchi/shokai.html>

10 産業融資あっせん〔区〕

自己資金だけでは事業所の修繕等が困難な方に対し、区内の取扱金融機関に融資のあっせんを行い、金融機関を通じて区が利子を補給することにより、低利で融資をするものです。貸付の審査および決定等は金融機関が行います。

★申込資格

区内の個人事業者、区内に登記上の本店がある法人。このほかにも資格要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

★金額・・・工事見積り金額内（1万円単位です。融資種類ごとの資金限度額があります。）

★償還・・・償還は元金均等月賦払い（貸付期間は最長7年間ですが、貸付金額が1,000万円を超える場合は最長10年間となります。）

★利率・・・本人負担利率0.2～0.9%（融資種類ごとに異なります。）

なお、事業所等への太陽光発電システムの導入や屋上緑化等の環境対策を支援する特別貸付の申し込みを受け付けています（本人負担利率0.2%）。

お問合せ:練馬区 産業経済部 経済課 融資係 5984-2673

ホームページ: <https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/sangyo/jigyosha/yushi/>